

点検商法やネットでのもうけ話にご注意ください

点検商法

「無料で屋根を点検します」などと言って訪問してきた業者に、火災保険を使えば無料で修理ができると勧められ、高額な工事の契約をさせられたといった相談が寄せられています。突然来た不審な業者には対応しない、急かされてもその場では契約しない、火災保険の申請を前提とした工事の勧誘には応じないようにしましょう。

訪問販売では、クーリング・オフ(契約解除)ができる場合があります。



副業や投資のもうけ話

SNSなどで「1日数分の作業で月に数百万円を稼ぐ」、「〇万円が〇億円になる投資法」などといったお金もうけのノウハウと称した副業や投資などの「情報商材」の販売に関する相談が多数寄せられています。簡単にお金が入る話はありません。安易に購入しないようにしてください。



商品やサービスなどに関する苦情や問い合わせなど、消費生活全般でトラブルになった場合は、消費生活センターへ相談してください。

問合せ先 鈴鹿亀山消費生活センター(☎059-375-7611)
相談時間 午前9時～午後4時(土・日曜日、祝日を除く)



年金だより

学生納付特例制度をご存じですか？

市民課医療年金グループ(☎84-5005)、日本年金機構津年金事務所(☎059-228-9112)

学生納付特例制度とは？

学生本人の前年の所得が一定基準以下の場合、申請により国民年金保険料の納付が猶予(先送り)される制度です。保険料を納められないときはそのままにせず、学生納付特例を申請しましょう。

保険料の納付が猶予されている期間は？

承認を受けた期間は、未納の場合と異なり、年金を受け取る時に必要な「受給資格期間」に含まれます。ただし、年金額には算入されません(10年以内に保険料をさかのぼって納付[追納]すると、年金額に反映されます)。

対象者

大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校等の学生で、本人の前年所得が118万円以下の人

学生納付特例を申請できる期間

申請時点の2年1カ月前の月分まで、さかのぼって申請することができます。

※申請が遅れると、申請日前に生じた不慮の事故や病気による障害基礎年金を受け取れない場合がありますのでご注意ください。

申請方法

▷初めて学生納付特例申請をする人

申請書は、市民課医療年金グループや日本年金機構津年金事務所にあります(日本年金機構ホームページからダウンロード可)。申請には、学生証(コピー可)または在学証明書が必要です。また、学生納付特例の承認期間は、4月から翌年3月までの1年間で、申請が毎年必要です。

▷令和2年度に学生納付特例制度を承認され、令和3年度も引き続き在学予定の人

日本年金機構から3月末に、はがき形式の学生納付特例申請書が届きます。同一の学校に在学し、再度申請をする場合は、申請書に必要事項を記入の上、返送してください(学生証のコピーまたは在学証明書は不要)。

※一部の学校では、学生納付特例の申請を受付しています。詳しくは、在学中の学校へご確認ください。

●日本年金機構ホームページ

URL <https://www.nenkin.go.jp/>

